

各介護サービス事業所 管理者様

北九州市保健福祉局地域福祉部

介護保険課長 岩村 恭代

## 平成30年度介護報酬改定に伴う身体的拘束等の適正化について (注意喚起)

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度介護報酬改定において、施設系・居住系のサービスについては、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための取組みが義務づけられ、当該取組みが実施されていない場合は、身体拘束廃止未実施減算が適用されることとなります。

このたび、市内事業所において、身体的拘束等の適正化の取組みが適切に行われていない状況が見受けられましたので、下記のとおり、不適切事例と併せて適切な取扱いについて周知いたします。各事業所におかれましては、遺漏なくご対応くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録について

不適切事例	緊急やむを得ないと判断し、利用者家族より同意を得た上で身体拘束を行っているが、実際に身体拘束を行った際の記録がない。
適切な取扱い	緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

※「緊急やむを得ない場合」については後掲をご参照ください。

#### 2 身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会の開催について

不適切事例	身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催することとされているが、4月に開催し、次回を9月に開催している。
適切な取扱い	本市においては、「3月に1回以上開催する」とは、 <u>前回開催月から3ヶ月後の月内に開催されていること</u> と考えます。 例:4月1日に開催した場合、次回は7月末までに開催されている。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
適切	①			②			③			④		
不適切	①					②		③				④
不適切	①						②				③	

### 3 参考

#### (1) 身体的拘束等の適正化に関する見直し内容（平成 30 年度介護報酬改定）

##### Ⅱ－⑥ 身体的拘束等の適正化の推進

○ 身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

##### 各種の施設系サービス、居住系サービス

○ 身体拘束廃止未実施減算について、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催等を義務づけ、その未実施の場合の減算率を見直す。

身体拘束廃止未実施減算      <現行>      >      <改定後>（※居住系サービスは「新設」）  
5 単位／日減算      10%／日減算

##### 【見直し後の基準（追加する基準は下線部）】

身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護における上記の委員会については、運営推進会議を活用することができる。

#### (2) 「緊急やむを得ない場合」の要件及び手続き

緊急やむを得ない場合とは、以下の 3 要件を満たすことが求められており、ひとつでも要件を満たさない場合には指定基準違反となることがありますので注意が必要です。

##### ◆緊急やむを得ない場合の 3 要件◆

- 切迫性：利用者本人又は利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

##### ◆手続き上の手順◆

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当職員個人又はチームではなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とします。
- ・また、身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要です。
- ・常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。
- ・身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要です。

##### 【担当】

北九州市 保健福祉局 地域福祉部  
介護保険課 事業者支援係

TEL：093-582-2771